

令和6年9月9日 開会

令和6年 第3回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

目 次

1	議第43号	表彰について	1
2	報告第8号	令和5年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について	3
3	報告第9号	令和5年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について	4
4	認第1号	令和5年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について	5
5	認第2号	令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6
6	認第3号	令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7
7	認第4号	令和5年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8
8	認第5号	令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について	9
9	認第6号	令和5年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について	10
10	認第7号	令和5年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について	11
11	議第44号	令和5年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	12
12	議第45号	令和5年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	13
13	議第46号	令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）	別冊
14	議第47号	令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
15	議第48号	令和6年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
16	議第49号	藤田仙山交流基金条例の制定について	14
17	議第50号	寒河江市立保育所設置条例の一部改正について	17

18	議第5 1号	寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	19
19	議第5 2号	寒河江市国民健康保険条例の一部改正について	22
20	議第5 3号	山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	25

議第43号

表彰について

寒河江市表彰条例（昭和36年市条例第34号）第2条の規定により、次の者を表彰したいので、議会の同意を求める。

令和6年9月9日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

氏 名	表 彰 事 由
秋 場 尚 弘	表彰条例第2条第3号（産業振興）
高 橋 武 彦	表彰条例第2条第3号（産業振興）
鹿 間 康	表彰条例第2条第4号（社会福祉）
渡 邊 一 博	表彰条例第2条第4号（社会福祉）
藤 田 璋 江	表彰条例第2条第6号（金品等の寄贈）

（敬称略）

所在地	社名	代表者名	表彰事由
寒河江市幸町 4番27号	日東ベスト 株式会社	代表取締役社長執行役員 塚田 莊一郎	表彰条例第2条第6 号（金品等の寄贈）

(敬称略)

理由

寒河江市表彰条例に基づき表彰しようとするものである。

報告第8号

令和5年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度寒河江市財政の健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年9月9日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.24)	— (18.24)	7.8 (25.0)	— (350.0)

備考 下段括弧内は、寒河江市の早期健全化基準

報告第9号

令和5年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度寒河江市公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年9月9日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

認第1号

令和5年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度寒河江市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理 由

令和5年度寒河江市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第2号

令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第3号

令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第4号

令和5年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理由

令和5年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第5号

令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第6号

令和5年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出
決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和5年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第7号

令和5年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度寒河江市立病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理 由

令和5年度寒河江市立病院事業会計決算について、議会の認定を経ようとするものである。

議第 4 4 号

令和 5 年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定
について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年度寒河江市水道事業会計未処分利益剰余金を処分したいので議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度寒河江市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和 5 年度寒河江市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるとともに、令和 5 年度寒河江市水道事業会計決算について、議会の認定を経ようとするものである。

議第 4 5 号

令和 5 年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の
認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年度寒河江市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分したいので議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度寒河江市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和 5 年度寒河江市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるとともに、令和 5 年度寒河江市下水道事業会計決算について、議会の認定を経ようとするものである。

議第49号

藤田仙山交流基金条例の制定について

藤田仙山交流基金条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月9日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

藤田仙山交流基金条例

(設置の目的)

第1条 藤田璋江氏からの寄附金をもって、仙台市及びその周辺自治体の住民に対し、本市の情報発信を積極的に行い、住民同士の交流を促進することにより、本市の活性化に資するため、藤田仙山交流基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金)

第2条 基金の額は1,000万円とし、追加される寄附金は、これを積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的に基づく事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

藤田璋江氏からの寄附金を原資として、仙山交流に資する事業を実施するため、本条例を制定しようとするものである。

議第50号

寒河江市立保育所設置条例の一部改正について

寒河江市立保育所設置条例（昭和37年市条例第8号）の一部を別紙のとおり
改正する。

令和6年9月9日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

寒河江市立保育所設置条例の一部を改正する条例

寒河江市立保育所設置条例（昭和37年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

寒河江市立なか保育所み いずみ分園	寒河江市字中河原191番地の1	40名
寒河江市立にしね保育所	寒河江市大字西根169番地	130名

」を

「

寒河江市立なか保育所み いずみ分園	寒河江市字中河原191番地の1	40名
----------------------	-----------------	-----

」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

寒河江市立にしね保育所が民間立の保育施設に移行するため、所要の改正をしようとするものである。

議第51号

寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年市条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年9月9日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日後においても、なおその効力を有する。

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、3歳以上児に対応する職員配置の最低基準について所要の改正をしようとするものである。

議第 5 2 号

寒河江市国民健康保険条例の一部改正について

寒河江市国民健康保険条例（昭和 3 4 年市条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 9 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒河江市国民健康保険条例（昭和34年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「児童福祉法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に、「民法」を「民法（明治29年法律第89号）」に改め、同条第2号中「老人福祉法」を「老人福祉法（昭和38年法律第133号）」に改める。

第5条中「国民健康保険法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」に、「、別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注9」を「又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注11」に改める。

第12条中「第9項の規定により」を「第5項の規定による」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び第5条の改正規定（「国民健康保険法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

国の法改正により被保険者証等が廃止されることに伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第53号

山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、
山形県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市町村第47号）の一部を
別紙のとおり変更する。

令和6年9月9日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

山形県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市町村第47号）の一部を次のように変更する。

別表第1（2）の項及び（3）の項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

理 由

国の法改正により被保険者証等が廃止されることに伴い、規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により提案するものである。